

ご 案 内

当院は、厚生労働大臣が定める基準を受けた保険利用機関で
下記の基準を受けています。 (令和 6 年 6 月 1 日現在)

認知症治療病棟入院基本料Ⅰ 病棟数:2 棟 病床数:120 床

2・4 階病棟は認知症治療病棟入院基本料Ⅰの基準を受けています。

看護職員数は、常時、患者様 20 人に 1 人で、うち 2 割は看護師、及び、看護補助者 25 人に 1 人という基準を満たしています。

施設面では、病棟床面積は患者様 1 人につき 18 m²以上、生活機能回復訓練室を有し、治療環境を整備した病棟です。

・1 日に 9 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

時間毎の配置は次のとおりです。

朝 8 時 30 分から夕方 17 時まで看護職員 1 人が担当する人数は 9 人以内です。

看護補助職員 1 人が担当する人数は 9 人以内です。

夕方 17 時から翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人が担当する人数は 30 人以内です。

看護補助職員 1 人が担当する人数は 60 人以内です。

精神科病棟入院基本料(15:1) 病棟数:1 棟 病床数:64 床

3 階病棟は精神科病棟入院基本料(15:1)の基準を受けています。

看護職員(看護師及び准看護師)の数は、常時患者様 15 人に 1 人の有資格者で、うち 7 割以上は看護師、さらに患者様 30 人に 1 人の看護補助者という基準を満たしています。

3 階病棟は 1 日に 13 人以上の看護職員が勤務しています。時間毎の配置は次のとおりです。

朝 8 時 30 分から夕方 17 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 6 人以内です。

看護補助者が担当する人数は 11 人以内です。

夕方 17 時から朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人が担当する人数は 32 人以内です。

看護補助者が担当する人数は 64 人以内です。

(1) 基本診療料の施設基準等

- ◆精神病棟入院基本料◆認知症治療病棟入院料 1(認知症夜間対応加算)◆看護配置加算
- ◆看護補助加算(看護補助体制充実加算)◆精神科身体合併症管理加算
- ◆後発医薬品使用体制加算 1◆精神科入退院支援加算◆医療 DX 推進体制整備加算

(2) 特掲診療料の施設基準等

- ◆医療保護入院等診療料◆精神科作業療法◆認知症患者リハビリテーション料
- ◆薬剤管理指導料◆在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料
- ◆別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院◆精神科在宅患者支援管理料
- ◆こころの連携指導料(Ⅱ)◆療養生活継続支援加算◆CT 撮影および MRI 撮影
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)◆入院ベースアップ評価料

(3) 入院時食事療養(Ⅰ)

入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

(4) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

(5) 保険外負担に関する事項

保険外負担については、保険外費用のご案内、文書料金一覧表をご確認下さい。